

1997年改正以降の中国刑法の状態と傾向¹⁾

トーマス・リヒター²⁾

葛原力三訳

1. 緒論及び歴史的概観

刑法は、中華人民共和国の様な社会主義国家において他の多くの法領域とは異なる特殊な地位を占める。国家それ自身と同様に、(国家)刑法も支配階級の、重要なものであるとはしても、政治的道具の一つに他ならないとされるのである³⁾。刑法は支配階級の利益とその維持に奉仕する⁴⁾。中華人民共和国における支配階級が目標とするところは、社会主義革命と社会主義国家の建設への良好な道のを確実なものとするところである⁵⁾。それ故、刑法も社会主義的な諸事項の下に位置づけられることになるのである。ここで前もって言うておくと、このような出発点は、1997年の刑法改正後も原則としてなんら変更されていない。この観点において変化があったとすれば、このようなプログラムの叙述が刑法の教科書類において徐々に短くなってきており、場合によってはおよそ見られなくなっている、ということだけである。

2. 刑法の発展

1949年10月1日の人民共和国成立宣言以降、「中華民国」のブルジョワ諸法典は完全に無効化された。いわゆる反革命罪や汚職の罪といった個別領域についてのみ、50年代初頭にいくつかの規定が作られた。刑法の法典化の努力は、失敗に終わったいわゆる百花斉放・百家争鳴運動(双百方針)と同様に失敗した「大躍進」の後には無に帰した。「無産階級文化大革命」の勃発によって、1954年憲法ですら無価値な紙切れとなってしまったのである。1976年の毛沢東の死後に中国共産党内部の鄧小平派が実権を回復した後になって初めて、法というものに社会的に重要な機能が再び認められるようになった。最初の刑法典は、その後非常に早く1979年7月1日に刑事訴

1) 本稿は、2005年9月15日に関西大学法学研究所において開催された中国刑法に関する研究会の際に行った講演を基礎とするものである〔訳者注：原文はKansai University Review of Law and Politics No.27, S.69ff.に掲載〕。葛原力三関西大学法学部教授には、同研究会へのご招待ならびに筆者大阪滞在中のご配慮に対してこの場を借りて心より御礼申し上げる。

2) Dr. Thomas Richter マックス・プランク外国刑法・国際刑法研究所東アジア法担当主任研究員。

3) *Yin Jiabao*, S. 396 f.

4) *Gao Mingxuan*, S. 3.

5) Vgl. *Han Yusheng*, S. 474.

訟法とともに1963年の第33次草案に基づいて可決成立し、1980年1月1日に発効した。しかし、立法者はその一年後には既に、総計22にもおよぶ刑事特別法規をつくることによって刑法の補充を開始した。1996年に刑事訴訟法が改正されたのに一年遅れて、実体刑法にも新たな形が与えられた。この改正の理由は、最初の刑法典の可決以降の17年間に生じた中国における政治的、経済的、そして社会的変化にあるとされた⁶⁾。

2.1. 量的変化

この二つの刑法典を表面的に見れば、一見、数多くの変更が、特に各則に関してなされているようにも見える。1979年刑法に元々あった103ヶ条から、新刑法典では350ヶ条が造られており、条文数はおよそ3.5倍に増加している。このことが特に当てはまるのは、例えば、経済犯罪の章である。ここでは15ヶ条だった条文が、いわゆる社会主義市場経済を保護するとされる92ヶ条にも膨れあがっているのである。

しかし、もう一度、詳細に見てみると、この変化はそれほどドラマティックなものではないことが見えてくる。1997年の改正によって、従来の特別法の大半が刑法典に編入されているからである。15の補充規定は完全に廃止された。その他の特別法規はその刑罰法規の部分に関して効力を失った。刑法典が膨れあがったもう一つの理由は、軍刑法が二つの新しい章として取り込まれたことにある⁷⁾。

2.2. 質的变化

2.2.1. 用語法と基本思想における発展

既に総則の第一章において、雰囲気が変わったことがその用語選択に見て取れる。既にその標題からして従来の「指導思想」から「基本原則」に変更されている。この「基本原則」という用語が採用されたのは、三つの基本原則が新たに法典化されたことを理由とするとされているが、政治的な色彩の強い「指導思想」という用語と旧刑法第一条に掲げられたマルクス・レーニン主義及び毛沢東思想という精神的基礎への明示的言及は必須ではないとされるようになったのだと言われている。このことの原因としては、1982年憲法が「四項基本原則」⁸⁾を明示的に採用しこれが刑法にも妥当することになったということが挙げられている⁹⁾。

1997年の刑法典は刑法の基本原則を三つ法文の最初の部分に置いている。

- 第3条は罪刑法定主義を規定する。

第3条 [ある行為が] 法規によって明示的に可罰的行為と規定されている場合、当該行為

6) Vgl. *Liu Shoufen*, S. 12; *Zhang Geng*, S. 11.

7) Vgl. *Shi Jizhou*, S. 8 ff.; *Gao/Qian*, S. 11.

8) これは、: 1. 社会主義の途を歩むこと、2. 人民民主主義独裁の実行、3. 中国共産党による指導、および4. マルクス・レーニン主義及び毛沢東思想の維持の4項目からなる。

9) Vgl. *Liu Shoufen*, S. 14.

には、当該の法規上の規定に従い犯罪行為として〔当該行為のために規定された〕刑が科される。可罰的行為であるとする明示的法規定が存在しない場合、〔当該行為を〕犯罪行為であるとして刑を科することは許されない。

- 第4条は（刑罰）法規の下の平等原則である。

第4条 いかなる行為者も本法の適用に関しては平等に取り扱われる。何人も法の定める枠を超えて優遇されてはならない。

- 第5条は罪刑均衡原則である。

第5条 刑事罰の程度は、行為者の犯罪行為と当該行為者について適切な刑事責任に従って定められなければならない。

この三つの法典化された刑法上の基本原則のうちでは、罪刑法定主義が国内外において最も注目を集めた。この罪刑法定主義の導入は、長らく強い批判にさらされてきた旧刑法典第79条による類推処罰の廃止と結びついていたからである。この罪刑法定主義の導入は、また、遡及処罰の禁止を強化するという期待とも結びついている¹⁰⁾。罪刑法定主義を明示的に謳ったことは、一般的な「依法治国」の原則にも対応するとされている¹¹⁾。

刑法の下の平等原則は、憲法の人民の基本権及び基本義務の章の33条2項に規定された社会主義的平等の原則を敷衍したものだとなっている。刑法第4条は、その刑法領域における具体化だというのである¹²⁾。他方、刑法第5条に規定された罪刑均衡の原則は中国刑法の国外犯に対する適用領域の変更にとって特に意味を持つとされている¹³⁾。

もう一つの各方面から注目を集めている進展として「単位」の可罰性の導入がある。これによって、民間及び国の経済単位その他の単位自身が刑罰に服することが可能になった。そのために唯一可能なサンクションとしては罰金刑が規定された。そうした単位と並んで、ある組織について責任を負い組織のために行う自然の刑事責任を問うことは従来通り可能なままでなければならないとされた。単位を処罰する可能性は、以前から一定の刑事特別法の領域には存在したが¹⁴⁾、今回一般的に導入されたのである。にもかかわらず、単位の処罰が認められるためには、各則の各犯罪構成要件が単位の可罰性を明示的に規定していなければならない¹⁵⁾。

サンクションに関しては、「管制」（行状監督）についての一定の変更がなされ、また、いわゆる

10) Vgl. *Gao/Qian*, S. 8.

11) Vgl. *Yang Chunxi*, S. 18.

12) Vgl. *Gao/Qian*, S. 8; *Liu Shoufen*, S. 14 f.

13) Vgl. *Liu Shoufen*, S. 15.

14) Vgl. *Wang Shizhou*, S. 1022 f.

15) Vgl. *Gao/Qian*, S. 10; *Liu Shoufen*, S. 16; *Ma/Hu*, S. 32 ff.; *Li Yucheng*, S. 11 ff.

る執行猶予付き死刑を懲役刑に変更することが容易になった¹⁶⁾。しかし制裁法全体としては、わずかに変更されたにとどまる¹⁷⁾。ただ、各則の法律効果としては、罰金刑及び財産刑が唯一の刑種として、あるいは—こちらの方が多いが—他の刑罰と併科できる刑種として以前より多く規定された。しかし、これは罰金刑の附加刑としての位置づけには何ら影響を与えるものではなかった。

その他の細かい変更以外には、次のような改正がなされた。

- 正当防衛の範囲が拡大された¹⁸⁾。
- 再犯の規定が厳格化された。観察期間が三年から五年に延長されたのである¹⁹⁾。
- 自首及び「立功表現」(功績)に関する規定が詳細に定められ且つその範囲が拡大された²⁰⁾。
- 法定刑の範囲を下回る量刑が訴訟法上制限された²¹⁾。
- 刑期の短縮(減刑)と保護観察付き仮釈放(仮釈)の可能性が縮小された²²⁾。

2.2.2. 各則における発展

各則の第一章は、1979年刑法典においては反革命罪を規定していたが、1997年刑法典においては国家の安全を損なう罪という新しいカテゴリーを内容とする。このような変更の理由としては次の諸点が指摘されている²³⁾。

- 政治的課題の優先順位の変更があった(かつての「階級闘争」から今日の「近代化」へ)。
- 反革命罪にはその適用上の問題があった。
- この変更は、国際司法共助の進展に利益をもたらす。
- この変更は、世界的な立法傾向に対応する。

内容的には、かつての反革命罪の十の犯罪構成要件がなお維持されているが、一部では、公共の安全や行政秩序といった他の保護客体の下にも位置づけられている²⁴⁾。再犯の取り扱いといった総則の諸規定も、この文脈においては用語法上修正され²⁵⁾、その結果、反革命罪という用語は新刑法典にはもはや見られなくなった²⁶⁾。再犯の処遇や公民権停止規定におけるように、「反革

16) 死刑に関する変更につき詳しくは *Strupp*, S. 64 ff.

17) Vgl. *Liu Shoufen*, S. 16.

18) Vgl. *Gao/Qian*, S. 9; Vgl. *Liu Shoufen*, S. 15 f.

19) § 65 StrG.

20) Vgl. *Liu Shoufen*, S. 17.

21) Vgl. 59 Abs. 2 StrG a.F. und § 63 Abs. 2 StrG.

22) Vgl. *Gao/Qian*, S. 10; *Liu Shoufen*, S. 17.

23) Vgl. *Gao/Qian*, S. 11.

24) 坂口一成も精密な分析によってこの構成要件の規範的適用範囲が、(反革命的)「目的」が「故意」に置き換えられたことによって拡大させられたという結論に至っている。

25) Vgl. § 62 StrG a.F. und § 66 StrG sowie § 52 StrG a.F. und § 56 StrG.

26) Vgl. § 69 StrG a.F. und § 72 StrG.

命罪」という用語が直接「国家の安全に対する罪」に置き換えられるか、刑の執行猶予規定におけるように反革命罪に関する特殊なルールが全く廃止されるかしてしまったのである。

もう一つの注目を集めた領域は、経済犯罪である。70年代後半の経済システムは、もちろん90年代中葉の経済システムとは完全に異なる。経済と経済法は、社会生活においてその重要性を著しく増した。社会主義的（計画）経済システムからいわゆる社会主義的市場経済システムへの移行は、既に1993年の憲法改正において承認されていた²⁷⁾。そして、経済法の重要性が増したのにつれて、経済刑法の重要性も増大し、調整が必要となったのである。この章だけで従来の補充規程のうち九つが刑法典に組み入れられた²⁸⁾。旧法においてはなお中心的な位置にあった「投機倒把罪」（投機的空取引の罪）の構成要件は、単に過度に漠然としていただけでなく、経済システムの観念像に合わなくなっていたのである。しかしながら、その基本的内容から複数の新しい、より具体的な構成要件が創設されなければならないとされた。例えば、偽造商品もしくは粗悪商品の製造・販売罪、会計管理秩序を紊乱する罪、契約詐欺罪、輸出入許可の売買罪といった犯罪である²⁹⁾。投機倒把罪以外にも、「流氓」（無頼・良俗紊乱）罪及び「玩忽耳只守」（職務懈怠）罪などその内容が非常に漠然としている罪については、数多くの新たな構成要件がさまざまな章において新設されたとされている³⁰⁾。

環境犯罪についても、社会行政秩序の侵害の罪の章に独立の項が新設された。しかし、国家公務員による環境犯罪は、大きく拡大された公務員犯罪の章に置かれた。従来は、いくつかの構成要件が、刑法典の外の環境諸法規にバラバラにおかれていただけであった。自然資源の破壊を処罰する少数の犯罪が、1979年刑法典の社会主義的経済秩序を破壊する罪の章に規定されていたに過ぎないのである。97年刑法典の下では一般的な環境犯罪の保護客体のカテゴリーとしては、体系的な地位に基づいて、第一に環境を保護するための国家行政システムが挙げられている³¹⁾。

3. 評価

中国では、経済法の重要性が増大しているとはいえ、なお刑法には、原則として全法秩序の包括的な裏打ちであるという極めて重大な役割が与えられている。刑法は、政治的、経済的そして社会的な発展の安定性のための保障人であるとされているのである³²⁾。このことは中国において刑法が伝統的に重大な意義を与えられてきたことに基づくものとも考えることもできるかもしれない。刑法への高度の期待はその作用能力への過大な要求に至りかねないということは、おそらく今日の中国においても問題だとは認識されていない。

27) Vgl. *Liu Shoufen*, S. 12 und S. 18.

28) Vgl. *Luo Feng*, S. 14.

29) *Luo Feng*, S. 15; *Gao/Qian*, S. 11.

30) Vgl. *Liu Shoufen*, S. 12; *Gao/Qian*, S. 11; *Luo Feng*, S. 15.

31) Vgl. *Richter*, S. 147 m.w.N.

32) Vgl. *Gao Xijiang*, S. 22.

さて、以上のような刑法の発展をどのように評価すべきであろうか。特に刑法改正は成功したものと考えて良いのであろうか。

人民共和国内においては、1997年の刑法改正を社会主義的法システムと社会主義的民主主義の構築のためのマイルストーンとして、肯定的に評価する声が、メディアにおいても立法・行政の代表者たちの間でも、また中国の刑法学者の間でも過半を占める³³⁾。刑法の「完全化（完善）」が達成されたなどと言われることもある³⁴⁾。犯罪構成要件の量的な増加が既に、社会主義的な法システムの強化の徴表であると評価されているのである³⁵⁾。刑法の「基本法律」としての重要性を強調するために³⁶⁾、今次の改正担当者達の間におそらく、これを刑法の量的な広がりにおいて表現しようとする傾向があったと推測できる。このことは、例えば経済法や行政法の領域における多くの新しい法典が広範囲にわたる法典化の見込みを得られることにも繋がった。法典の長さはいわば威信の問題だったのである。

この法改正は成功だったのか、という問いに対しては、複数の異なる答が可能である。中国刑法のここ数十年の発展は、争いようもない進歩を示している。今次の刑法改正は、刑法の透明性を明らかに高めたし、本質的に、新秩序へのチャンスを、特に各則に関して活かしたものであった。また、軍刑法を「文民」刑法典の中に組み込んだことも積極的に評価されるべきであろう。これは、特に、かつての紅軍及び現在の解放軍の歴史を想起すれば、決して自明のことではない。今日でも人民共和国において軍は、国家による後見に簡単には服そうとはしない、まさに独立の権力なのである³⁷⁾。

今次の改正における多くの変更は、とりあえずは説得的なあるいは果敢なものであるとの印象を与える。しかし、より詳細に分析すると、その多くは表面的な装飾に過ぎず、実質は（あるいはドイツの法律家が好んで言うように、「解釈論」においては）それほど多くのことが変更されたわけではないことが確認できる。換言すれば、その外見を裏切って、内容的には非常に多くの点で継続性が支配的である。このような評価を今一度別の例を挙げて説明してみよう。

刑法典第3条から第5条における刑法上の諸原則の実定化は、これがそれらの原則の明確化と貫徹に資するものであるとすれば、歓迎されるべきものである。特に罪刑法定主義について専門雑誌に書かれた論文の洪水は、この意味での成功を示しているとも言える³⁸⁾。しかしながら、1979年の刑法典の可決成立の際に既に、罪刑法定主義と処罰する方向への類推の問題は検討されていたということも考え合わせなければならない。当時は、大きな可罰性の間隙が空く恐れが指摘された。そして、妥協として、被告人に不利な類推は許容するが³⁹⁾、厳格な要件の下に限ると

33) Vgl. *Zhang Geng*, S. 11; *Luo Feng*, S. 13; *Gao Xijiang*, S. 21; *Cao/He*, S. 30; *Gao/Qian*, S. 7.

34) Siehe *Jiefang Ribao* vom 23.3.1997, S. 3; *Beijing Rundschau* vom 22.4.1997, S. 15.

35) *Liu Shoufen*, S. 13.

36) Vgl. *Gao Xijiang*, S. 22.

37) この点に関する立法史については、*Strupp*, S. 93 f. 参照。

38) Vgl. *Yang Chunxi*, S. 17 ff.; *Fan Fenglin*, S. 5 f.; *Wang Zuofu*, S. 21 ff.; *Zhao/Xiao*, S. 20 ff.; *Zhang Jun*, S. 43; *Zhang Yingzhong*, S. 20 ff.; *Xue/Yang*, S. 24 ff.

39) Vgl. *Wittich*, S. 453 f.

いう解決が選択されたのである。裁判所は実際に類推許容を非常に注意深く扱ったため、幾人かの刑法学者は80年代、90年代には罪刑法定主義が事実上妥当していたと考えていたほどである。更に、数多くの補充刑罰法規が成立したことによって被告人に不利な類推はその意味を大きく失うことになり、1997年には心安らかにこれを捨て去ることができるに至ったのである。これは結局は、プラグマティックな決断でもあったと推測される⁴⁰⁾。従って、私見によれば罪刑法定主義の導入は、「センセーショナルな革新」でも「(中国) 刑法解釈学におけるトレンドの刮目すべき転換」⁴¹⁾でもない。とはいえ、私は、この罪刑法定主義の導入は、より明確化された犯罪構成要件とのコンビネーションにおいて一つの重要な進歩であるとは考えている。

経済単位その他の単位の可罰性の導入は、特にいくつかの犯罪構成要件との関連における他のいくつかの変更とならんで、国際的なトレンドから取り残されることなく踏み出された果敢な一歩であるようにも見える⁴²⁾。これを刑法典に組み入れたことは、罰金刑による制裁賦課といったいくつかの基本原則を一時に宣言することができたという利点も有している。他方、立法者は、明示的に挙げられた構成要件についてのみ単位の可罰性が生じるようにすることに明らかな注意を払った。このことは、全刑法について単位の可罰性を一般的に宣言することに完全に踏み切ることは明らかに躊躇を示した立法者が解釈論的というよりはプラグマティックなやり方を採用したことを示している。

反革命罪が表見上廃止され、代わって国家の安全に対する罪が規定されるに際しても、やはりプラグマティックな理由が決定的であった。(国家) 憲法が共産党の指導的役割を規定したことによって、党と国家は一つの共生関係に入った。そのことによって、時代遅れで国際的にも不快感を引き起こす「反革命罪」という概念を「国家の安全に対する罪」に置き換える方が合目的的であると感じられるようになったのである⁴³⁾。この名称変更には、各犯罪構成要件の最適化された位置づけもセットにされた。しかし、内容的に同一性が維持されることは、既に有罪判決を受けた「反革命分子」に対する行刑の継続にとって決定的な重要性を有していたのである⁴⁴⁾。このような文脈において、私は、1997年刑法典のこのような技術的な用語選択は、内容的な変容というよりは90年代の醒めた用語法への適応であると考えるのである⁴⁵⁾。ここでは多くの古いワインが新しい革袋に注がれているのである。

この改正は、犯罪構成要件の分化と再編とならんで法定刑の分化をももたらした。これは、刑法典第5条に規定された新しい罪刑均衡原則とも平仄が合うようにも見える。1979年の刑法典は寛刑主義とはとても言えないものでもあったから、より繊細な調整、とりわけより寛容な法定刑への期待もあった。しかし、多くの法定刑枠は完全に不明確なものであったから、この期待は全

40) 同旨 *Liu Shoufen*, S. 14; *Luo Feng*, S. 13.

41) *Strupp*, S. 16 f.

42) 例えば、資金洗浄、環境汚染、コンピューター犯罪あるいはテロリズムの処罰規定などがそうである。

43) Vgl. *Luo Feng*, S. 14.

44) Vgl. *Luo Feng*, S. 14; so auch *Strupp*, S. 17.

45) Vgl. auch *Strupp*, S. 27 ff.

体としては裏切られることとなった。新たな法定刑問題の確かに極端ではあるが、唯一というわけではない例として、刑法第111条の国家機密の非合法提供の罪を挙げよう。とりあえず規定されている法定刑は、5年以上10年以下の懲役刑である。これは一見、説得的な法定刑に見える。しかし、この法定刑は「特に重い事例」については10年以上終身までの懲役に加重される。他方、「特に軽い事例」においては5年以下の懲役、拘留（6月まで）、保護観察もしくは公民権の停止にまで減軽できるのである。また、「国家又は人民の損害が特に甚大である」場合には、刑法第113条により死刑が科されることも可能となる。結局、一個且つ同一の構成要件について、1年間の公民権停止から死刑まで、という事実上、刑事罰のヴァリエーションの広がり全てをカバーする法定刑ができあがる。特に、裁判所が一定の法定刑を適用する理由を示すことは従来殆どなかったということ的前提にすると、恣意の働く可能性は強いように見える⁴⁶⁾。更に、死刑の適用を排除することは新刑法典においても不可能であることは明らかである。この限りでは1997年の改正はむしろ退歩である。

4. まとめ

1997年の刑法改正は、確かに中国法の歴史においては量的な飛躍ではなかった。とはいえ、法的な素材、特に犯罪構成要件を再構成するチャンスは活かされた。これは、透明性と法的安定性を更に高めるためには必要であり且つ正しいことであった。立法者が過去に学びこの改正以来刑法の変更が見やすい形で刑法典の中に体系的に組み入れられるようになったことは、歓迎すべき傾向である⁴⁷⁾。

実体刑法は、それ自体独立してではなく手続法との関わり合いにおいて検討されなければならない。この二つの領域が共同作用を開始したときにはじめて全体としての評価が許されることとなる。この点については現時点ではまだ不明確な点がある。現在審議中の刑事訴訟法の改正が新たな重要なステップとなる。これは、中華人民共和国の法文化を更に構築するに際して高い価値を有することになる。残念なのは、刑法改正を準備した法典委員会の作業が準秘密司令事項として密室内で行われ、全国人民代表大会が承認して後に初めて完成像が公開されたことである。このことはまさに明確な形での民主主義精神の存在を疑わしめる。しかし、刑事訴訟法の見直しに際して立法作業がよりオープンな形で行われることを期待することはできる。法システムの発展には、少し以前から非常にダイナミックに動き始めた一般的な法文化も含まれる。90年代初頭の法学文献は、まだ全体を見渡すことが可能であった。しかし今日では既に、論文、専門雑誌及びモノグラフィーに非常に多様性が見られる。量的にのみならず質的にも大きな進歩がなされたことを述べておかなければならない。専門家間の議論がオープンにそして高い能力レベルにおいて

46) この点については、die Deutsche Richterzeitung 2005年12月号掲載のZheng Enchongs有罪判決に関する拙稿も参照のこと。

47) 1999年12月25日、2001年8月31日、2001年12月29日、及び2002年12月28日の各刑法変更法参照。

行われることはもはや珍しいことではなくなった。判例に関しても以前よりは高度の透明性が見られるようになった。

社会主義的法治国家への道の途上で手綱を握っているのはいまなお党である。刑事政策は以前と変わることなく継続され、1997年以降においても、「嚴打」という名状しがたいキャンペーンが行われている。しかし、全体として言えば、中国刑法の発展は、希望を抱かせるものである。この過程は、独自のダイナミックスを展開することが可能で、裸の権力をその限界内に押しとどめることになろう。

文献一覧

Cao Zidan/ He Bingsong, Xin xingfa: yibu lichengbei shi de gongheguo da fadian (Das neue Strafgesetz: ein großes Gesetzbuch der Republik von der Bedeutung eines Meilensteins). Xingshi Faxue 4/1997, S. 30-32.

Chen Xingliang, Yibu geng ju caozuoxing de xingfa (Ein Strafgesetz mit mehr Brauchbarkeit). Xingshi Faxue 5/1997, S. 46.

Chu Huaizhi, Xingfa xiandaihua: xingfa gaige de jiazhi dingxiang (Modernisierung des Strafrechts: Wertentscheidung der Reform des Strafrechts). Faxue Yanjiu 1/1997, S. 111-120.

Chu Huaizhi/ Liang Genlin, Lun xingfadian fenze xiuding de jiazhi quxiang (Zu Wertentscheidungen der Revision des Besonderen Teils des Strafgesetzbuches). Zhongguo Faxue 2/1997, S. 31-39.

Deng Youtian/ Li Yongsheng, Shilun you zuzhi fanzui de gainian jiqi leixing (Zum Begriff und zu den Arten der organisierten Kriminalität). Faxue Yanjiu 6/1997, S. 106-116.

Fan Fenglin, Woguo xingfadian guiding de jiben yuanze (Im Strafgesetz unseres Landes geregelte Grundprinzipien). Xingshi Faxue 8/1997, S. 5-6.

Fan Zhongxin, Xingfadian ying liqiu chufan jiu yuan (Das Strafgesetz soll danach streben, Vorbild auf Dauer zu sein). Xingshi Faxue 12/1997, S. 34-43.

Gao Hongbin/ Qian Jianjun, Woguo xingshi falü zhidu de zhongda gaige yu wanshan (Wichtige Reform und Vervollkommnung des strafrechtlichen Systems unseres Landes). Xingshi Faxue 8/1997, S. 7-11. (Gao/Qian)

Gao Xijiang, Xiuding xingfa de zhongda yiyi (Große Bedeutung der Revision des Strafrechts). Xingshi Faxue 9/1997, S. 21-22.

Gao Yan, Xin xingfa wu da tedian (Fünf Charakteristika des neuen Strafgesetzes). Xingshi Faxue 5/1997, S. 48-49.

Han Yusheng, Fanzui keti (Schutzobjekt). In: Gao Mingxuan (Hrsg.): Xingfa xue yuanli. (Band 1.) Beijing 1993, 2. Druck 1994, S. 471-505.

He Bingsong, Shilun xin xingfa de zui-xing xiangdang yuanze (Zum Grundsatz der Entsprechung von Verbrechen und Strafe im neuen Strafgesetz). Zhengfa Luntan 5/1997, S. 8-16; 6/1997, S.

10-20.

Jiang Ying, Xin xingfa guanyu zhufan chufa yuanze zhi bijiao (Vergleichung der Grundsätze zur Bestrafung des Haupttäters im neuen und alten Strafgesetz). Xingshi Faxue 8/1997, S. 27-28.

Jiang Wei, Xin xingfa queli de zhengdang fangwei zhidu (Die im neuen Strafgesetz festgelegte Notwehr). Xingshi Faxue 8/1997, S. 24-26.

Li Lizhen, Xingfa, zhuishang shidai chaotou (Strafgesetz erreicht die Wellenspitze des Zeitalters). Xingshi Faxue 5/1997, S. 44-45.

Li Xihui/ Xie Wangyuan, Woguo xingfa ying jianli wanbei de zishou, tanbai, ligong zhidu (Das Strafgesetz unseres Landes soll vollständiges System der Selbstanzeige, des Geständnisses und des Erwerbs von Verdiensten errichten). Faxue Yanjiu 2/1997, S. 51-56.

Li Yucheng, Danwei fanzui zhong jiguan zhuti jieding de ruogan wenti (Einige Probleme bei der Feststellung des Organ-Subjekts in der Kriminalität durch Einheiten). Zhengfa Luntan 3/1997, S. 11-14.

Liu Shoufen, Guanyu "97 xingfa" yu "79 xingfa" ruogan wenti de bijiao (Vergleich einiger Probleme im Strafgesetz von 97 und im Strafgesetz von 79). Xingshi Faxue 8/1997, S. 12-18.

Liu Xingming, Fan geming shandong zui xiugai yijian (Vorschlag zur Revision der konterrevolutionären Aufhetzung). Faxue Yanjiu 1/1997, S. 132-138.

Luo Feng, Xin xingfa de jiben tedian he zhongyao xiugai (Grundlegender Charakter und wichtige Revisionen des neuen Strafgesetzes). Xingshi Faxue 9/1997, S. 13-17 = Zhengfa Luntan 2/1997, S. 7-11.

Ma Changsheng/ Hu Fengying, Lun xin xingfa dui danwei fanzui de guiding (Zu den Vorschriften im neuen Strafgesetz zur Kriminalität durch Einheiten). Zhengfa Luntan 6/1997, S. 32-38.

Richter, Thomas, Umweltstrafrecht in der Volksrepublik China. Freiburg i.Br. 2002.

Shi Jizhou, Weihu guojia junshi liyi de zhongyao jucuo (Wichtige Maßnahmen zur Wahrung der militärischen Interessen des Staates). Xingshi Faxue 9/1997, S. 8-11.

Strupp, Michael, Das neue Strafgesetzbuch der VR China. Kommentar und Übersetzung. Hamburg 1998.

Wang Shizhou: Strafbarkeit juristischer Personen im chinesischen Strafrecht. Entwicklung und Ausblick. ZStW 107 (1995), S. 1019-1027.

Wang Zuofu, Guanche zui-xing fading yuanze de jige wenti (Einige Probleme bei der Durchführung des Grundsatzes der Gesetzlichkeit). Xingshi Faxue 9/1997, S. 21-23.

Wittich, Antje, Zur Analogie im chinesischen Strafrecht. Jahrbuch für Ostrecht 31 (1990), S. 437-454.

Xing Zhiren, Xingfa de xiugai yu wanshan shuping (Kommentar zur Revision und

- Vervollkommnung des Strafrechts). Xingshi Faxue 5/1997, S. 47.
- Xue Ruilin/ Yang Shuwen*, Lun xin xingfa de jiben yuanze (Zu den Grundsätzen im neuen Strafgesetz). Zhengfa Luntan 5/1997, S. 24–31.
- Yang Chunxi*, Zui-xing fading yuanze de fadianhua: xin xingfa de yige zhongda fazhan (Positivierung des Grundsatzes der Gesetzlichkeit: wichtige Entwicklung des neuen Strafgesetzes). Xingshi Faxue 9/1997, S. 17–20.
- Zhang Geng*, Renzhen xuexi xuanchuan he guanche xiuding hou de xingfa (Ernsthaft Lernen, wie das reformierte Strafrecht zu propagieren und umzusetzen ist). Xingshi Faxue 9/1997, S. 11–12.
- Zhang Jun*, Xingfa de sanxiang jiben yuanze (Drei Grundprinzipien des Strafgesetzes). Xingshi Faxue 5/1997, S. 43.
- Zhang Yingzhong*, Woguo xingfa zui-xing fading yuanze lifahua de zhongda jinzhan (Wichtige Entwicklung durch die Positivierung des Grundsatzes der Gesetzlichkeit im Strafgesetz unseres Landes). Xingshi Faxue 12/1997, S. 20–33.
- Zhao Bingzhi/ Hao Xingwang*, Lun xingfadian zongze de gaige yu jinzhan (Reform und Entwicklung des allgemeinen Teils des Strafgesetzes). Zhongguo Faxue 2/1997, S. 17–30.
- Zhao Bingzhi/ Xiao Zhonghua*, Lun xingfa xiugai zhong zui-xing fading yuanze de lifahua (Zur Positivierung des Grundsatzes der Gesetzlichkeit in der Revision des Strafgesetzes). Xingshi Faxue 1/1997, S. 20–25.
- Zhou Guangquan*, Xingfa xiugai de guimo dingwei yu zhidu sheji (Ausmaß und Systementwurf der Revision des Strafgesetzes). Xingshi Faxue 3/1997, S. 9–13.